

# 北海道胆振東部地震への当局の対応

当局において、各部の役割に応じ機動的な対応を行っている。

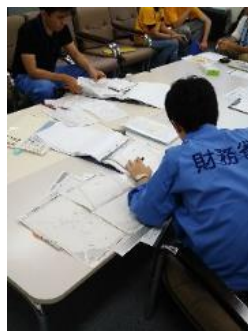
## 概要

総務部 ○当局職員の被災地への派遣  
【9月8日～10月23日】

北海道及び道内全市町村との「災害時の応援に関する協定」(平成26年3月締結)に基づき、派遣依頼を受けた先に当局職員を交代で派遣。

当局職員の派遣状況(平成30年10月23日現在) (単位:延べ人日)

| 派遣先  | 派遣期間         | 派遣内容            | 派遣人数 |
|------|--------------|-----------------|------|
| 安平町  | 9月8日～18日     | 物資の受入れ、積込       | 40   |
| むかわ町 | 9月14日～10月23日 | ボランティア活動の進行状況管理 | 40   |
| 日高町  | 9月26日～10月4日  | 罹災証明事務          | 12   |
| 合計   |              |                 | 92   |



〈むかわ町でのボランティア活動が実施された箇所のマッピング作業の様子〉

理財部 ○「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の案内【9月6日～、随時】

・災害救助法適用市町村で被災し、住宅ローンや事業性ローン等の返済に困っている個人を対象に、一定の要件の下で、金融機関の同意を前提として債務整理(債務の免除・減額等)を行う際の準則(ガイドライン)を案内。

※被災された方の心情にも配慮し、自治体担当者に様子を確認しながら慎重に対応。

・札幌弁護士会と共催で、地域金融機関へのガイドライン説明会及び意見交換会を実施。

・北海道等と共催で、厚真町、安平町、むかわ町で「中小企業等経営・金融支援施策説明会・相談会」実施。

○金融機関等への要請【9月6日】

日本銀行各支店とともに、管内の各金融機関等に対して、災害救助法適用市町村の被災者の方々に対する金融上の措置を適切に講ずるよう要請。

○金融ほっとラインでの相談受付【随時】

預金・融資、保険、貸金など金融商品・サービス全般に関する質問・相談や情報を受付。(NHK総合テレビでも紹介)

○災害査定(立会)の早期実施【10月10日～】

公共土木施設(地方公共団体所管)、農地・農業用施設の早期復旧を図るため、被災後約1か月で災害査定(立会)に着手。

管財部

○災害時における国有財産の使用、利用可能な国有財産の情報提供【9月6日～、随時】

当局所管の未利用国有地及び利用可能な国家公務員宿舎について、関係機関に情報提供。

未利用国有地24件、国家公務員宿舎等336戸(10月17日現在)  
※発災後に対応するフェーズを見て、複数回情報提供を実施。

○国有財産の貸付料減免【9月14日】

当局と国有財産の貸付契約を締結している方を対象に、地震の影響等により建物が倒壊するなど、国有財産が使用できない場合に貸付料が減免できる措置を紹介。

○災害発生時における国有財産の無償貸付等

災害発生時の応急措置の用に供する場合には、被災地方公共団体に対して、国有財産の無償での貸付や使用許可を行う措置を講ずる。

平成30年北海道胆振東部地震で被災された皆さまへ

平成30年北海道胆振東部地震の影響で、住宅ローンなどの返済にお困りではありませんか?

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」により、住宅ローンなどの免除・減額を申し出ることができます。

無料で、住宅の一部を手元に残せる

メリトで、個人信用情報として登録されない

詳しくは、ローン借入先の金融機関等にお問い合わせください

北海道金融支援センター(管財部)

金融庁 北海道庁